

平成 29 年度 第 2 回高知県いじめ問題対策連絡協議会

《議事概要》

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 16 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 場 所 三翠園 1 階 富士の間
- 3 出席者 伊 藤 正 孝 高知県高等学校長協会 会長
吉 田 圭 一 高知県私立中高等学校連合会 会長
宮 田 信 司 高知大学教育学部附属小学校 校長
川 北 恭 弘 高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会 会長【新任】
池 永 彰 美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
森 田 洋 司 国立大学法人鳴門教育大学 特任教授
川 竹 佳 子 高知弁護士会
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会 副会長
時 久 恵 子 高知縣市町村教育委員会連合会 会長
横 田 寿 生 高知市教育長
青 木 巧 高知地方法務局人権擁護課長
門 田 純 一 高知県地域福祉部長
門 田 登志和 高知県文化・生活・スポーツ部長
田 村 壮 児 高知県教育長
依 岡 若 行 高知県警察本部生活安全部長
福 留 利 也 高知県中央児童相談所長
※欠席者 尾崎 正直、刈谷 好孝、中澤 宏之

4 概 要

(1) 開会

新任委員の紹介及び、会長欠席のため、高知県いじめ防止対策推進法施行条例第 6 条 3 項の規定に基づき、職務代理者として田村委員が以降の議事進行を行うことを確認。

(2) 議事

今年度の本協議会スケジュールについての確認

事務局 《資料 1-1 に基づき説明》

平成 28 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について (報告)

事務局 《資料 1-2 に基づき説明》

会長代理

いじめについては、認知について一定定着してきている。不登校や中途退学については、厳しい状況が続いているという説明があったが、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

委員

いじめの認知件数について努力が見られ、平成 26、27 年度は 1,000 人当たりで見ると倍増している。平成 27、28 年度は、全国では 2,000 人から 3,000 人近くへと、非常に上昇してきている。とこ

ろが、高知県はむしろ認知件数が下がって、全国平均よりも低い状況になっている。高知県が全国の動きの逆の動きを示していることについて、ご説明いただきたい。

事務局

校種別のいじめの認知件数は、小中学校、特別支援学校が全国平均よりも若干下回る状況がある。いじめの定義の周知に力を入れている学校も徐々に増加しているが、十分ではない学校が存在するのも事実だろうと考えている。さらに周知を図り、積極的に認知できる状況をつくっていきたい。

委員

文部科学省でもデータを公表しているが、1年間でいじめがゼロだった学校の割合は、小学校と中学校ではどうか。できれば、27年度と28年度を比較していただきたい。全国平均では、いじめゼロの学校は減ってきている。「いじめゼロ」の意味合いを、しっかりと確認していただかないといけない。むしろ、自分の学校にいじめが1年間無かったということ、地域へも公開していくべきだということも、文部科学省は行政説明会で説明している。この点に関していかがか。

事務局

委員の言われるとおりであり、いじめがあるのにいじめゼロの学校をゼロにしていくということは、本県でも取組を進めているところである。その割合については、後ほどご報告させていただきたい。

会長代理

委員の言われた趣旨について、高知県教育委員会として、いじめゼロの学校をゼロにするということを、いろんな機会でお伝えさせていただいている。

認知件数について、高等学校は昨年度急増しており、いじめに対する認識が進んだ結果と捉えている。小中学校の認知は、既に一定レベルまで来ていたので、あまり変化が無いのではないかと私自身は考えている。

委員

いじめの認知方法について、どのような方法が多いのか、ぜひ聞いてみたい。

事務局

調査内容に、「いじめ発見のきっかけ」という項目がある。公立学校のデータになるが、「本人から訴えがある」というケースが、小中学校が一番多い。小学校では、それに次いで学級担任による発見、中学校になると、いじめに関するアンケート調査の結果から、学校がさらに聞き取りを行い、発見していくというところが多くなってくる。

委員

いじめはもちろん、不登校も大変憂慮すべき状況と思っている。この中で、今データが上がっているのは、長欠児童生徒数の中の「不登校」である。不登校以外のカテゴリーに「病気」がある。この病気による長期欠席の件数が異常に低い県は、不登校が多い傾向がある。その辺りのデータの比率を教えてください。

全国的に見て、長期欠席の中の病欠が小学校で3割を占めるところがある。長期にわたる病気の子どもが、その長欠の中の3割を占めるというのは、大変な事態である。単に問題行動というだけではなく、もしもそれだけ病欠があるとすれば、これは児童生徒対策として非常に重要な案件では

ないか。「不登校」に焦点を当てたために、その問題が隠れてしまっているところがある。

提起したいのは、子どもの健康問題は単なる「身体的」なものだけではなく、心の問題が身体症状として現れる場合も随分ある。不登校もさることながら、病欠自体も、県の指導・支援としては重要だろうと思っている。

今日はいじめだけではなく、データを広げて紹介するとのことであったので、そこまで付言させていただいた。もちろん不登校をめぐる重大事案がいじめの場合はあるため、これについては留意が必要である。

会長代理

大変重要な視点だと思う。後ほど、データをご報告させていただく。今回間に合わなければ、次回ぜひご報告させていただきたい。

委員

不登校の中で1年間全欠の子どもの増減についても、併せて調べていただきたい。

委員

不登校について、前年度から不登校が継続している子どもと、新規に不登校となった子どもがおり、全国的には、新規と継続が約半分ずつである。不登校の状態を、改善していく手がかかりになるのは、新規の増加分をどれだけ出さないかにある。30日以上欠席になると、回復が難しいケースが多く含まれるため、30日に至る前、初期段階にある子どもたちへの児童生徒理解、それに基づく支援をもっと手厚くし、これまでの体制を見直さなくてはいけないというのが、文部科学省の不登校対応策の柱になっている。その点も併せ、比率の推移を教えていただきたい。

委員

今回、いじめに関して重大事態として調査委員会が立ち上がっているものがあれば、その件数と理由についても、お聞きしたい。

事務局

平成28年度、高知県全部でいじめの重大事態は5件となっている。

委員

法に基づく1号事案（暴力行為、財産、身体に及ぶ内容）と2号事案（不登校）という分類で、それぞれの件数を教えてほしい。

会長代理

その辺りも、改めてご説明させていただきたい。

時間全体に限られているため、次へ移らせていただく。続いて、高知県いじめ防止基本方針の改定について、報告をお願いする。

高知県いじめ防止基本方針（改定）について（報告）

事務局 《資料1-3、1-4、1-5に基づき説明》

委員

国の基本方針の改定との整合性をとられて、行き届いた基本方針になったと評価はしている。

ただ、資料 1-3 に「基本方針を県民に浸透させることが不可欠」とある。もちろん、県民、国民挙げての取組というのが、重要ないじめ問題の柱になっているので、この方針は結構だが、この基本方針を県民に示した際に、ご理解いただけるものになっているか。法律の条文があったり、文字数が多かったりと、専門家でも中々読みこなせない。県民に周知していくうえで、もう一段階、分かりやすい解説や手引きが必要かと思う。

県民向けのリーフレット等を作成していくという提言は、例えば P T A でも大事な事柄になってくる。これを渡されて、いくら役員が説明しても、中々ご理解いただけないだろう。定義も非常に難しく、それをそのまま伝えるわけにいかない。そうすると、いじめそのものについての理解も図れない。ましてや方針、対応策の方向性についても、中々ご理解していただけない状況が出てくるということが危惧される。どのように周知、徹底されていくつもりか。

事務局

この後のテーマの青少年保護育成条例も、今後、特に保護者の方々に周知を図っていく必要がある。その際に、いじめの基本方針も、併せて周知を図っていく機会を設けたいと考えている。

会長代理

ご意見いただいたように、もっと分かりやすいパンフレットのようなものを作る。

委員

1 枚では盛り込めないだろう。数ページのリーフレットでないと、少し難しいかと思う。

学校基本方針については、国の基本方針改定の際にもしばしば議論され、改定の中にも盛り込んだ。従来、学校基本方針は、実効性、具体性のあるものとなっていることが大事である。具体的に言うと、基本方針が到達可能な目標となっているかということ。掲げた理念を、どのように子どもたちの教育に反映していくか、どのように地域や保護者の協力を仰ぎ、形づくっていくかという検討が、この 3 年間の見直しで現場に欠けていたのではないか。だから、基本方針を策定しても、言葉は悪いが、神棚に上げてお守りにしているところが多いところである。現場の先生方も、基本方針を、授業などの指導の中へどう下ろしていけばいいかという、具体的なステップに欠けるというのが、問題点として指摘された。

だから、今回の改定には、具体的な目標、誰が、いつ、何を、どうするという中身まで加え、そして基本方針を実効性のあるものにしていただきたいというのが、文部科学省の基本方針の一つの趣旨である。

さらに、子どもたちは、いじめの問題を自分たちの問題として、主体的に捉えて取り組んでいかななくてはいけない。その大枠を決める基本方針であるにもかかわらず、子どもたちの思いや、提案等についての配慮もなく、学校側の要求だけで終始している。教育サービスを受ける、ユーザー側の視点も入れて、みんなのものにしていくというのが基本方針の大きなやり方だと言われている中で、県教委としてどのようにお考えになっているのか。

県の基本方針を受けた市町村、各学校が、どういう方向で動いていただきたいのかと、みんなのものにしていくための巻き込み方、そういう方向性をどのように考えられ、改定のお願いや指導をしていかれるのかということをお伺いしたい。

事務局

今回の改定の中に、各学校で自校の課題を見据え、年間の活動計画、指導計画を策定してほしいということと、PDCA サイクルをしっかりと回してもらいたいということ、大きくうたっている。

この後、11 月 20 日、12 月 1 日に、県内全ての市町村、県立・私立・国立学校の関係者に、その

趣旨をご説明したいと考えている。そして、ご指摘のとおり、学校や教員本位のものではなく、子どもの主体性を生かす部分、あるいは保護者への周知啓発をどのように進めていくかも含めて、各学校にしっかり見通しをもって取組を進めてもらえるよう、今後も訴えかけをしていきたい。

委員

今回の基本方針の中では、学校評価として位置付けること、これは高知県の方針にも入っている。この「評価」というのは非常に難しい言葉であり、さまざまな意味をもつ。私は、保護者の方や地域の方、あるいは学校の評議委員制度、いろいろなコミュニティースクール、こういう方々へ参画を促す中で改善提案を行っていくのがよいと考える。当然、その前には情報を周知し、その方針に基づいて、改善提案をいただくという方法も評価の一部だろう。こういう機会をぜひ設けていただきながら、みんながこの問題について考え、実践していくという体制を、県民ぐるみでつくっていただく方向で進めていただければという思いがある。

会長代理

その件については、実際につくっていただく地教委、学校現場の考えもお聞きしたいと思う。

委員

前回基本方針をつくったときには、時間的に急いでいたこともあり、実践しながら改定をしていく状態だった。先ほどのご意見はもっともで、とても大事なところである。評価を通しながら、より良くしていくことが、全ての基本方針の前提になっている。地教連としても、話をしながら、広めていきたい。

委員

先ほど言われたように、前回、時間的に非常に厳しい中で作成した記憶がある。またその時には、案を生徒に示して最終的に策定するように、PTA総会等の場でご意見を伺うようにというお話もあった。そのような方向で、また考えていかなくてはと思う。

委員

県内には9校の私立学校がある。それぞれ特色があるが、教育の理念は共通したものがある。私学・大学支援課に指導を仰ぎながら順次進めている。ご指導よろしくお願ひしたい。

会長代理

先ほど、生徒あるいは保護者にまで開いて議論していくというお話があったが、そのような形でつくっていただく方向性かと思うが、いかがか。

委員

ただ、年度内となると、時間的には非常に厳しいと考えている。

委員

県教育委員会から各学校へ、そして、先生が理解されてから、保護者へ発信してもらいたい。PTA総会のときだけの説明で終わってしまうのではなく、各学校が分かるような体制をぜひつくっていただきたい。

会長代理

もちろん、PTAの皆さんに内容を十分知っていただくことは大事だと思っている。

委員

「チーム学校」のときはすごく浸透した。それをぜひもう1回やっていただきたい。

会長代理

いずれにしても、これから、市町村教育委員会あるいは学校に説明させていただく。それを参酌いただき、改定をお願いしていくことになる。

委員

しばしば誤解されるが、県や市町村と学校の基本方針とは、性格が全く違う。県や国は、どちらかという抽象的な理念に重きを置いて、そしてそれを市町村や各学校で実情に合わせて具体化するのが普通の方法である。国は、3年で見直した。ころころと国が変えたら、たちまち現場が大混乱となるため、一度決めたら変えない。

学校基本方針は、当初から「PDCAサイクルで実効性のあるものを実行していただきたい」というのが、文部科学省からの願いである。時間が無い中作ったものを、改めて実現可能な実効性のあるものにするためPDCAサイクルを回し、改定することがあって然るべきである。ところが、4年目になるが、全国調査をしてもほとんど改定された学校がないことが分かった。

だから今、評価は評価として、改善提案をいろいろな形で受け止めて、自分たちの学校の実情や子どもたちに合わせながら、どんどんPDCAサイクルで改定していただきたい。

一度、基本方針を策定したら、それは当面変えないものだという前提が、皆さんの頭にある。方針であるからである。基本方針もいろいろとあるが、もっと具体的なレベルで基本方針を立てていただく。そして、「いじめをなくす、いじめに対して理解を深める」という目標を、もっと具体化して、「今年1年間はこういう目標のもとで、いじめの理解を子どもたちに図る」等、そういうものが基本方針の中の目標、重点項目として上がってくる。そこをどんどんPDCAサイクルで回していただきたい、というのが国の思いである。

「基本方針の改定」ということについて、固定観念をもたれているところがないかという危惧をもった。そこは柔軟に捉え、子どもたちのために、あるいは学校や地域、保護者の方々の状況を組み込みながら、それに添って方針を立てていくのが各学校のやり方である…という具合に、改めて認識していただきたいという思いで、補足させていただいた。

会長代理

大変貴重なご示唆をいただいた。これからの説明会等では、今、お話しいただいたことについても、あわせて説明する形にさせていただきたい。

続いて、ネット問題に関連して、高知県青少年保護育成条例（改正）について説明をお願いする。

高知県青少年保護育成条例（改正）について（報告）

事務局 《資料1-6に基づき説明》

会長代理

条例の周知啓発活動や、内容の実現についてどう進めていくかということについては、この後の協議とさせていただくこととしている。ご意見、ご質問等あれば、お願いしたい。

委員

青少年保護育成条例だが、「全ての県民」が主語になっている。こういう条例は、産業界も含めてご協力いただかなくてはいけない部分がずいぶん多くある。そうすると、事業主体が県ではない場合もある。例はあまり私も見ないが、こういう場合、企業等へは協力を依頼する形になるのだろうか。それとも、事業所の主体を県内に設置していることで、義務が生じるのだろうか。法律的には、どのように位置付けられるのかをお教えいただきたい。

会長代理

例えば、通信事業者の役割とか、そういうことか。

委員

そうである。これは、すでに全国レベルの組織であるので。

事務局

国に関連法律があり、県でもそれを受ける形で条例を整備してきている。事業者等については、条例の23条3の4項、5項に、努力義務を既に規定している。

委員

発言した趣旨は、事業者等も「巻き込んでいただきたい」という思いである。

会長代理

それでは、協議に移らせていただく。前回、協議項目を決定していただき、3つのテーマについてご意見をいただいた。そのテーマについて、第1回協議会での委員の主な意見と検討内容について、説明をお願いします。

第1回連絡協議会での委員の主な意見と検討内容について

事務局 《資料2に基づき説明》

会長代理

3つのテーマについて、今後の検討ポイントを精査して、報告させていただいた。

それでは、テーマごとの議論に入らせていただきたい。まず、「地域全体での子どもの見守り」に関して、事務局から説明をお願いします。

①学校を支える地域全体での子どもの見守りについて

事務局 《資料3-1、3-2に基づき説明》

会長代理

地域全体での子どもの見守り体制のことについて、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

委員

いじめが疑われるケースにかかる校内支援会のメンバーとして、学校関係者の中でスクールカウンセラー（以下、SCという。）とかスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）も含まれているか。常に先生方と関わっているので、状態が分かると思うが。

事務局

全体の仕組みをつくる時に、地域の方々、そして学校関係者、そして市町村教育委員会と話した場面には、ＳＳＷ、ＳＣの方々はいなかった。流れの中の、例えば校内支援会等々までになったら、当然、各校の状況によって入って活動いただくと考えている。

会長代理

校内支援会には、もちろん入ることになる。

委員

今、委員が言われた点について、いじめ防止対策推進法では、地域、保護者から、あるいは児童生徒から、いじめの通報があった場合、学校は、校内のいじめのための対策組織で対応することになっている。これは法律で設置が義務付けられている。この組織には、教員だけではなく、ＳＣやＳＳＷを組み込むなど、専門家も入れることになっている。

資料の図で非常に不明確なのは、地域レベルで地域学校協働本部が出来上がっているの、学校の中での組織の運営の仕方と関連させて、どう機能させていくかというところである。

ただ、ＳＣの現在の置かれている状況は、週１日とか２日である。事態が緊急であれば、すぐ駆け付けられる体制ではない。だから、そこが非常に課題ではないか。これは全国的なレベルの話である。

高知県の場合は、そういう位置付けを、もうされておられるのか、あるいはこれからされるのかという問題と絡む内容が、今、質問で出てきたと思っている。その点を解釈された上で、お答えいただければ適切かと思う。

事務局

校内支援会については、原則、県の目指す方向性として、ＳＣ、ＳＳＷをメンバーとして入れ、専門的な見立てをしてもらうことを推進している。

法の中ではいじめに関する訴えがあった場合に、校内組織で対応する形になっていて、当然県もそのように捉えている。高知県の場合、既存の組織をいじめ対策の校内組織に切り替え、柔軟に対応しているケースが多い。先ほど紹介されたケースも、校内支援会といじめ対策の校内組織を連動させながら進めていく形であろうと思う。そのような形で、できるだけ臨機に対応したいと考えている。ただし、先ほど指摘があったように、週に１回の勤務ということで、緊急性を要する際に、結果としてＳＣ、ＳＳＷが入らない形で検討されるケースも想定されるということである。

会長代理

学校配置のＳＣが、間に合わないような場合に、心の教育センターに勤務しているＳＣが緊急的に入るような対応はさせていただいている。

委員

もう１点お伺いしたいが、今学校内にあるいじめの対策組織は、常設ではないのか？何か事案があれば、いじめ対策の組織にスライドさせると言われたが、法令では基本的に常設することになっている。

事務局

当然常設であるが、その組織が校内支援会のメンバーとほぼ同じというケースもある。そういう意味である。

委員

常時、定例的に開設される場合は対策等を立てていくもの、それと、緊急事態への対応する、2つの側面を常設の委員会はもっているのです、その点はしっかりと現場へ周知していただきたい。

会長代理

地域の見守りについて、特に民生児童委員に期待するところが大きい。

委員

地域学校協働本部の話は、平成28年度頃から民生委員、県民児連の部会等でも伺っている。高知版については7校と伺っている。全て民生委員児童委員や、会長等の主任児童委員が入っていると思われる。問い合わせたところ、会長が入っているところが多いこと、まだ定期的な会議に参加しているということはないことを伺っている。いじめ等の事例があるところへ見守りで入っていくと思われる。

紹介されたケースについて、平成20年ぐらいからPTA等のコミュニティーということで、いろいろ活動されているようである。多分、その中に地域学校協働本部が入っていったのではと思う。行事等に入っていくことで、校長先生や地域の方とも親しくなれるし、子どもを知ることができる。民児協の会長の話では、今、個人情報などが中々入ってこない。行事等で地域の人と関わり合うことで、いろいろな情報を知ることができ、活動的にはとても良かったとお伺いした。

ただ、事務局からの説明では、4つ以上の取組があると思うが、これはしないといけないのか。小規模の学校等でお伺いすると、地域でいろいろしてくださる方は、常に同じメンバーである。開かれた学校づくりなどにおいてもそうである。だから、学校も大変だろうが、地域の方々に負担もかかるのではないかというお話も伺った。

少人数の学校というのは、専科の先生もいないそうである。家庭科の先生もおらず、男性教師がミシンをうまく使えず、修理に何回も来てもらったという話も聞いた。そういう場合に私たちがお手伝いできるのではないかと。地域によって事情も違うかもしれないが、県民児連の会でも、学校から声をかけてもらえたら、動きやすいという話をよく聞く。

何かするときは大変だが、それがシステムどおり軌道に乗ったら、校長とか民児協の会長とか、いろいろな方が代わってもできるという話が、民生委員の中からも出ていた。頑張ってお互いにやっていくしかない。大変な子どもたちを見守っていけたらよいのではと思う。

会長代理

民生委員に大変ご負担をかけるので、ひょっとしたら、もうここまではできないという声が聞こえるかと思ったが、そのような声はないということか。

委員

まだそこまで民生児童委員に広報できてないと思う。これからだと思っている。

委員

資料3-1に挙げている心の教育センターの取組の方向性で、上の2つについては、知事が高校の本部を、高知県内に全部設置していこうというものである。これは学校と協働して、子どもたちのこれからを育てていくという、とてもいい方向なので、頑張っただけ早く、全部の学校に協働本部があるようにしていけないかと思う。

先ほどの説明では、モデル校を元にして、市町村ごとに同じ仕組みの高知県版の本部の設定検討

を立てて広げていく。その中身については、紹介された学校の形を参考にしながら、県、市町村に1つずつモデル校をつかって、民生委員児童委員と一緒に、どのように子どもたちの見守りをさらに推進していったらよいか検討していくという提案だと思う。

県が一斉に、「はい、やりましょう。」って言っても、まだ協働本部が軌道に乗っていない段階で、民生委員も入って、きちんと整えてという、中々難しい。徐々にできている、どこかの学校でモデルを考えていくということは、とてもいいことだと思う。ぜひ民生委員児童委員が入って、子どもたちのいじめとか虐待の見守りについて、どのようにすればうまくいくかなど、ぜひ研究していただきたい。そこを見ながら、徐々に広げていく。1年やったから、次に全部広がるかという、中々また課題もあって難しいと思うので、できるだけ早く、そういう体制をつかっていきたいという方向性としては賛同する。

学校によって作り込みとか、どうやったらうまくいくかが若干違ってきたりするので、モデル校のやり方を参考にしながら、機能的なものに発展させていくという方向で取り組むことはとてもよいと思う。

ただ、一律この形というようには中々いかない。ここにもこう書かれているように、それぞれの地区とか学校に合ったやり方で、民生児童委員は地域の見守りの核になる人という位置付けで、協働して一緒にやっていくということを、ぜひ進めていかないといけないと思う。だから、民生児童委員と学校とが直接つながっていることと、もう一つはこの協働本部で機能的につくり上げていくという、両方が要ると思って聞かせていただいた。

委員

SCとかSSWには、中々情報が入ってこない。学校で先生からいただく情報はある。構わなければ、民生委員児童委員が気になった情報を、守秘義務の範囲内で伝えていただくと、学校の中で先生たちと一緒に見守ることができると思う。協働本部と学校の中の組織の関係、担任、SCなど、それらがうまくつながっていく気がする。

学校現場に行くと、要対協やいじめの学校支援会等あるが、心理職、福祉職には内容は全部伝わっておらず、心の教育センターのスーパーバイザーが呼ばれて、その会に入ることがある。せっかく活用できる組織があるのに、横の連携をどうするかが課題だと思った。SC、SSWに、文書でもよいので構わない範囲で情報を伝えていただくと、非常に役に立つと思う。

会長代理

ぜひ、そういう方向に進めていきたい。

事務局

学校支援地域本部について、今年度は60%まで設置が進んだ。来年度の予算要求の市町村のところを集約すると、80%を超えてくる状況になっており、一定、設置が進んできたところである。

各市町村の教育委員会のご理解が要るので、説明もさせていただきながら、まずは来年度1校から取り組み始めていきたいと考えている。

その上で、学校に合った形はどういう形なのか、民生委員児童委員をはじめ地域の方とも一緒に話をして、相互理解しながらつくっていく作業を通じて、それぞれの学校に応じた仕組みもできるし、本当の意味でのチーム化にもなると思う。

そして、この表を民生児童委員の家に貼って、随時確認していただけるように考えている。ぜひ福祉と一緒に、この取組を進めていきたい。

委員

私も同じ意見と、一部違うところもあるので申し上げたい。2つお願いしたい。強制しないでもいいということと、県庁自体も連携して進めたいということである。

教育というのは、学校だけではできない。地域の方々に大変お世話になっている。そのことは、従来からずっといろいろな取組をしてきているので、今初めてこの協働本部で取り組むということにはならない。要するに、地域によっていろいろな取組を、すでにしてきている。そうした学校や地域における、これまでの取組を尊重してもらいたい。全てこの枠に収めなさいというような、少し強制に近いやり方には、私は異論を唱えていきたい。私たちがやってきたこと、やろうとしていることを、一定尊重していただき、参考にさせていただける部分については、十分使っていきたいと思う。何もかも一緒くたにして進めなさいということは、少し違うのではないかと。

それと、先ほどからご説明をお聞きしていると、生涯学習課、児童家庭課、部局は違われると思うが、どのように連携されているのかよく分からない。紹介された学校の例にしても、各課の資料の作られ方は、同じようになっているのだろうか。その辺が、本当に連携できているのかどうかと少し疑っている。

10月に予定されていた児童会・生徒会サミットは中止になった。ところが11月に児童家庭課が、高知市の定例校長会に来た際、「サミットで配った資料です。」と説明された。既にあったことですから連携が取れてないような状態で、本当にこのいじめ問題対策について、県が一体となって取り組んでいるのかと、不安をもっている。

それぞれの担当課が説明されていることは完結しているが、あまり横のつながりがあるようには聞こえてこない。そうしたところを、今一度確認していただいたほうが、市町村、学校現場に一番近いところにいる市町村教育委員会としては、随分助かると思った。言い過ぎかもしれないが、一言申し上げておきたい。

会長代理

児童会・生徒会サミットの件では、大変突然の中止で迷惑をかけて申し訳なく思っている。それはそれとして、担当課同士の連携は、一定レベルの者同士でやらせていただいているということはある。それがどうしてそういう話になったのか、分からないが。

委員

お二人の委員が言われたように、それぞれの地域や学校の実情、特性等に合わせるのは当然のことで、3つ目のところの表現を少し改められる必要があるのではないかと。ここに、皆さん引っかかれたのではないかと思う。

通常、モデルというのはいろいろなプランがあり、それを参酌しながら自分のところに合ったもの、あるいは独自のものをそこへ加えるという、これがモデル校の考え方である。「市町村ごとに同じ仕組みの」と書いてある。こだわられたところは、恐らくここではないか。だから、これが強制や画一化、統制に見えるのであれば、この表現だけ少し工夫されたいかがか。趣旨は全く、そんなことを考えられてないと思うので。

会長代理

最終的には、市町村、学校で取り組まれるので、県としてはお勧めの取組を紹介する中で、ぜひこういうことをやってくださいということを伝えたい、そういう趣旨であろうかと思われる。すぐに全ての学校でというのは難しいので、せめて各市町村1校ぐらいで、そのようなお勧め版を取り組んでほしいという趣旨かというふうに私は思っているが、受け止める側がそう取りづらいということであれば、表現を考えないといけない。

委員

「仕組みづくりの趣旨に沿った」とか、そういう表現にされるとよいのではないか。

会長代理

次に、2つ目のテーマ「ネット問題について」、説明をお願いします。

②ネット問題に対する関心を高め、主体的な取組を推進するために

事務局 《資料 4-1、4-2 に基づき説明》

会長代理

ネット問題に関する条例改正を受けて、その周知、実行に向けての取組ということで説明があった。ご意見があれば、お願いしたい。

では次へ移らせていただく。「相談支援体制の実現」について、説明をお願いします。

③実効性のある相談支援について

事務局 《資料 5-1、5-2、5-3、5-4 に基づき説明》

会長代理

SNSを使った相談の在り方については、前向きに取り組んでいきたいということである。それから、心の教育センターの相談支援体制の充実の現状と課題、最後に、どういう形でワンストップでの相談体制を取っていくのか、事例を挙げての説明であった。ご意見等あればお願いしたい。

事務局

最初にいただいたご質問について、次回にまとめて資料としてお返しする。事前に送らせていただくので、よろしくお願いしたい。

会長代理

最後のほう、十分な議論をしていただけないまま、時間が来てしまい申し訳ない。

今日、ご意見とご質問をいただいたことについて、次回までに示せるものはまた示させていただきます。これから予算や組織の検討をする時期であるので、そういったものに反映させていただき、また次回ご報告させていただきたい。